



SuMi TRUST年金ニュース

(平成30年1月30日)



三井住友信託銀行 年金信託部

【確定給付企業年金】

「規約の一部を変更する規約」の規定方法 について（簡素化）

確定給付企業年金（DB）の規約変更時において作成する「規約の一部を変更する規約」について規定方法の変更（簡素化）を可とする旨、厚生労働省より連絡がありましたのでご案内いたします。

《規定方法の変更》

「規約の一部を変更する規約」の規定について新旧対照条文から引用する形式を可とするもの。具体的な規約例は別紙をご参照ください。

- 今後、申請又は届出する規約について有効です。
- 従来の規定方法（簡素化前）も引き続き有効です。
- [平成30年1月15日付のSuMiTRUST年金ニュース](#)を始め、過去にご案内した規約例のうち「一部変更規約（案）」についても同様の記載が可能となります。

《弊社総幹事のお客様へのご案内》

今後、弊社よりご案内する規約案につきましては、順次簡素化を反映させていただく予定としております。予めご了承くださいませようお願い申し上げます。

- ご報告の時期等により簡素化前の規約案をご案内する場合もございますが、前述のとおり申請又は届出において有効ですのでご案内の規約案をご使用ください。
- 確定拠出年金（DC）の規約につきましても同様に簡素化が認められております。DCにつきましても、DBと同様に、順次簡素化を反映させていただく予定としております。

以上

本資料の内容に関して疑問に思われる点、ご不明な点等がございましたら、弊社営業担当店舗等にご照会下さいますようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいますようお願い申し上げます。 [担当部署] 三井住友信託銀行株式会社 年金信託部 [電話番号] 03-6256-3587

●●企業年金基金規約の一部を変更する規約

●●企業年金基金規約の一部を別添の新旧対照条文のように変更する。

「●●企業年金基金」はお客様の規約名称にあわせて変更ください。